

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）関係省庁連絡会議 設置要綱（案）

令和6年4月11日

令和6年12月18日（改訂）

関係省庁申合せ

（設置）

- 1 第5回国際化学物質管理会議（令和5年9月、ボン）で採択された「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）―化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（以下単にGFCという。）に沿った国の化学物質管理施策の推進に際し、GFC国内実施計画の策定、効率的な実施、実施状況の点検、改定及び関係省庁間の連絡調整の円滑化を図ること等を目的として、「化学物質に関するグローバル枠組み関係省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（構成員）

- 2 （1）連絡会議の構成員は、別表1のとおり関係省庁の職員をもって構成する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、別表1の省庁以外の省庁の職員を構成員として追加することができる。なお、構成員の所属する行政機関内の他の部局の職員は、必要に応じ連絡会議に出席することができる。
- （2）議長は、他の構成員に諮った上で、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員又はその他の関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（議長）

- 3 連絡会議の議長は、連絡会議の構成員の互選による。

（事務局）

- 4 議長の所属する行政機関を、連絡会議の事務局とする。事務局は、関係省庁の協力を得て、会合の準備、文書の作成その他連絡会議に係る事務を執り行う。

（資料等の公表）

- 5 連絡会議は、非公開とする。連絡会議の資料は、会合後に原則公表する。議事要旨についても、これを公表する。

（その他）

- 6 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議の承認を得た上で、連絡会議の議長が定める。

別表 1

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（エネルギー・環境担当）

外務省国際協力局地球環境課長

財務省大臣官房総合政策課政策推進室長

文部科学省研究開発局環境エネルギー課長

厚生労働省大臣官房国際課国際保健・協力室長

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室長

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課長

国土交通省総合政策局環境政策課長

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課長